

令和8年度版

肉用牛生産農家の皆様へ

# 肉用子牛生産者 補給金制度 手引き



《生産者積立金の額（1頭あたり）令和7年4月1日より適用》

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金	1,600円	6,000円	20,000円	5,000円	2,400円
うち生産者負担金	400円	1,500円	5,000円	1,250円	600円

※上記1頭あたり事務手数料800円がかかります。

# 目次 Contents

内容 page

---

## 肉用子牛生産者補給金制度の概要

- 事業の目的 ..... P1
  - 事業の要件 ..... P1
- 

## 肉用子牛生産者補給金制度のしくみ

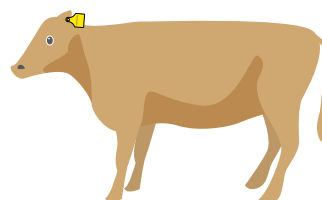
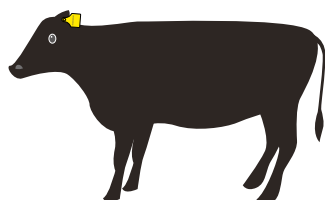
- 補給金・積立金の積立のしくみ ..... P3
  - 制度のしくみ ..... P3
  - 指定肉用子牛の規格、品種区分 ..... P5
  - 生産者負担金の取扱い ..... P5
- 

## 生産者補給金交付までの流れ

- 契約締結 ..... P6
  - 子牛の個体登録申込み ..... P6
  - 子牛の個体登録 ..... P7
  - 生産者負担金の納付 ..... P7
  - 子牛の販売 ..... P8
  - 子牛の自家保留 ..... P8
  - 生産者補給金の交付 ..... P9
- 

直近の生産者補給金の交付単価 ..... P9

---



# 肉用子牛生産者補給金制度の概要

## ■事業の目的

肉用子牛の価格が低落し保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図る。

## ■事業の要件

### 1 契約生産者の要件

- ①肉用牛の繁殖及び肉用子牛の哺育・育成を行う者又は他の者から譲り受けて哺育・育成を行う者
- ②法人の場合は、①かつ下記いずれかにあてはまる者
  - a 農事組合法人、生産森林組合及び会社であって、育成した肉用子牛を販売すること及び育成した肉用子牛を肉用牛として出荷販売するため、成畜になるまで継続して飼養することをその肉用子牛の生産の主たる目的としている法人
  - b 一般社団法人等、その他の営利を目的としない法人であって、その生産に係る肉用子牛を肉用牛経営を行う者に譲り渡す事業を行うもの
  - c 市町村（その区域内における肉用牛経営の安定に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合に限る）

#### 【対象外】

- ア 資本金又は出資の総額が3億円を超え、かつ従業員の数が300人を超えるもの
- イ アに掲げる会社以外の会社であって、その会社の総株主又は総出資者の議決権の1/2以上が同一のAに掲げる会社の所有に属している会社
- ウ アに掲げる会社以外の会社であって、その会社の総株主又は総出資者の議決権の2/3以上がAに掲げる会社の所有に属している会社（イに掲げる会社を除く）
- エ 教育、試験研究等を主たる目的として肉用牛を飼養し、肉用子牛の生産を行っている法人

## 2 契約肉用子牛の要件

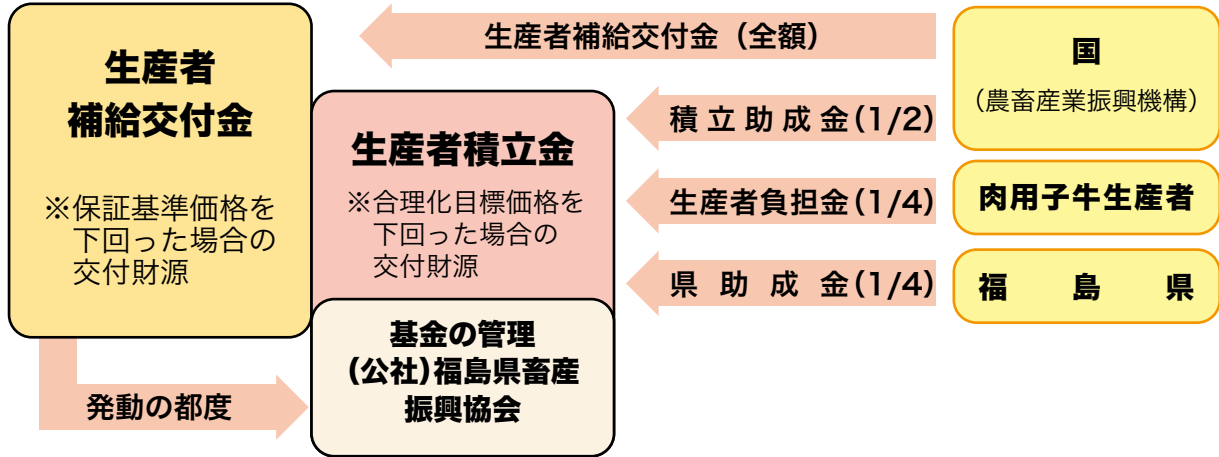
- ① 契約生産者が(公社)福島県畜産振興協会に対し当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに  
 個体登録の申込みをしていること。
- ② (公社)福島県畜産振興協会が①の申込みを受けて、牛の個体識別のための情報の管理及び  
 伝達に関する特別措置法(牛トレサ法)に基づく個体識別情報(トレサ情報)を利用した個体  
 識別または肉用子牛現地調査要領に基づいた個体識別の措置が行われていること。
- ③ 契約生産者が当該肉用子牛について負担金を納付していること。
- ④ 乳用種の雌子牛にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう「肥育  
 仕向け措置」等が講じられたものであること。
- ⑤ 譲り受けに係る肉用子牛にあっては、当該肉用子牛について満2月齢になるまでに、当該肉用  
 子牛の契約生産者が飼養を開始したものであること。
- ⑥ 当該肉用子牛について、契約生産者の所有に属することが書類により確認できるものである  
 こと。
- ⑦ 国内で分娩された子牛で、個体登録を行う(満6月齢になる)まで福島県内で飼養されている  
 こと。ただし、個体登録を行う時に県外に保有している農場で飼養されているもので、①～⑥  
 の要件を確認するまで福島県内で飼育され、県外への保有農場へ移動させる際に「肉用子牛  
 飼養場所移動届出書」の届け出が行われている場合は対象とする。

## 3 その他

- ① 申込みは、1経営(1世帯)につき、1名(経営者)が原則です。  
 (肉牛の飼養場所も含め、経営が完全に分離され、経理処理等も経営体の区分毎に適切に処  
 理されている場合は、同一世帯の複数の者による申込みもできます。)
- ② 申込者の氏名(名称)と生産者補給金の受取口座の名義は同一であることが基本になります。  
 (口座名義が異なる場合は、両者の関係を証明できる公的な書類等の整備、契約生産者への  
 再確認などを行います。)
- ③ 代理人による交付契約  
 申込者と代理人とが代理行為の内容に関する契約書を締結します。交付契約申込書にその写  
 しを添付してください。
- ④ 経営継承  
 契約生産者の引退、死亡等による肉用牛経営の子弟への継承や親族へ委譲され、その後も  
 交付契約を継続する場合、子弟・親族への継承者は、交付契約申込書ほか(公社)福島県畜産  
 振興協会が定める書類に必要事項を記入し、新たに(公社)福島県畜産振興協会と交付契約  
 を締結する必要があります。
- ⑤ 経営を法人へ変更  
 個人の契約生産者が経営を法人化した場合も、新たに(公社)福島県畜産振興協会と交付契  
 約を締結する必要があります。
- ⑥ 法人の場合、年1回、法人の概要に関する調査・報告を求め、要件の確認を行います。

# 肉用子牛生産者補給金制度のしくみ

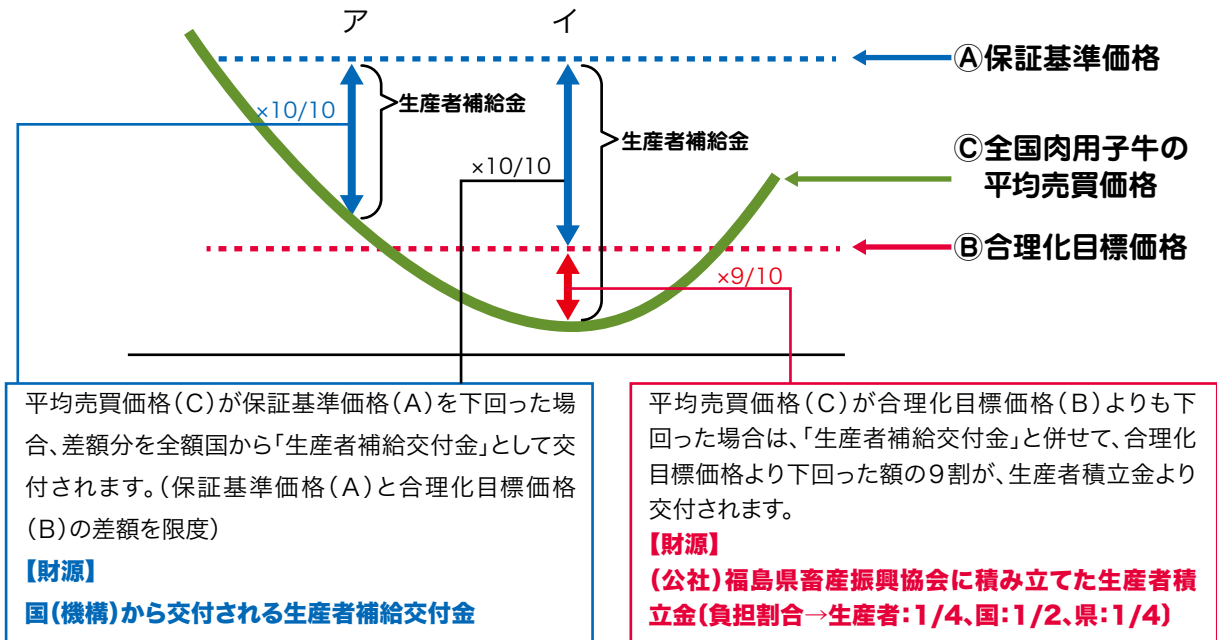
## ■補給金・積立金の積立のしくみ



## ■制度のしくみ

生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格（品種別）が農林水産大臣が毎年度決定する保証基準価格を下回った場合に交付されます。

具体的には、農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その期間中に肉用子牛を販売、または自家保留していれば、生産者補給金が交付されます。



上図のアの場合

①保証基準価格－②肉用子牛の平均売買価格

同じくイの場合

①保証基準価格－③合理化目標価格＋(③合理化目標価格－②肉用子牛の平均売買価格) $\times 0.9$

## 令和8年度の場合:例

乳用種の肉用子牛平均価格が109,000円の場合(合理化目標価格を下回った場合)

①保証基準価格174,000円－合理化目標価格119,000円＝55,000円(生産者補給交付金の満額)

②(合理化目標価格119,000円－平均売買価格109,000円)×90%＝9,000円

③交付額(①+②):55,000円+9,000円＝**64,000円を交付**

### 保証基準価格・合理化目標価格

年度	区分	黒毛和牛	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
4	保証基準価格	541,000円	498,000円	320,000円	164,000円	274,000円
	合理化目標価格	429,000円	395,000円	253,000円	110,000円	216,000円
5	保証基準価格	556,000円	507,000円	325,000円	164,000円	274,000円
	合理化目標価格	439,000円	400,000円	256,000円	110,000円	216,000円
6	保証基準価格	564,000円	514,000円	328,000円	164,000円	274,000円
	合理化目標価格	444,000円	404,000円	258,000円	110,000円	216,000円
7	保証基準価格	574,000円	523,000円	334,000円	164,000円	274,000円
	合理化目標価格	446,000円	406,000円	259,000円	110,000円	216,000円
8	保証基準価格	600,000円	547,000円	348,000円	174,000円	274,000円
	合理化目標価格	457,000円	417,000円	265,000円	119,000円	216,000円

### Ⓐ保証基準価格とは

- ・肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額
- ・肉用子牛の平均売買価格がこの価格を下回ったときに、(公社)福島県畜産振興協会が生産者補給金を交付する基準となる価格

### Ⓑ合理化目標価格とは

- ・牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛生産費を基準として、5年ごと(ただし、1年以上5年を超えない範囲内で、農林水産大臣は、その期間を別に定めることができる)に農林水産大臣が定める額
- ・国際化に対応した肉用牛生産の確立を図るために、肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の目標価格

### Ⓒ平均売買価格とは

- ・肉用子牛の主要な生産地域に所在する農林水産大臣の指定する家畜市場における指定肉用子牛の売買価格を四半期毎\*の平均額(全指定市場平均)として算出した金額
- ・肉用子牛の市場実勢価格を表す指標価格として、家畜市場で取引される代表的な肉用子牛(指定肉用子牛)について、保証基準価格と同一の品種別に算出される価格

\*その他の肉専用種(無角和種、日本短角種、アンガス種、ヘレフォード種)については1年間

## ■指定肉用子牛の規格、品種区分

### 指定肉用子牛の規格

- ・日本において肥育仕向けに飼養されている代表的な牛の純粋種
- ・家畜市場で取引されている肉用子牛の平均的な体重のもの（規格は右表のとおり）

平均売買価格の算出の基礎となる指定肉用子牛の規格

肉用子牛の種別	体 重
黒毛和種	230kg 以上 350kg 以下
褐毛和種	240kg 以上 370kg 以下
無角和種	220kg 以上 330kg 以下
日本短角種	180kg 以上 310kg 以下
アンガス種及びヘレフォード種	260kg 以上 310kg 以下
ホルスタイン種（雌を除く）	240kg 以上 360kg 以下
ホルスタイン種を母とする交雑種	270kg 以上 370kg 以下

### 品種区分

#### ●黒毛和種

#### ●褐毛和種

#### ●黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種（その他の肉専用種）

- ・無角和種、日本短角種、アンガス種、ヘレフォード種その他の雌雄を問わず牛肉生産を主たる目的として飼養される牛の品種

（肉専用種と乳用種の交雑の品種に肉専用種を交雑した品種（いわゆる F1 クロス）も含む）

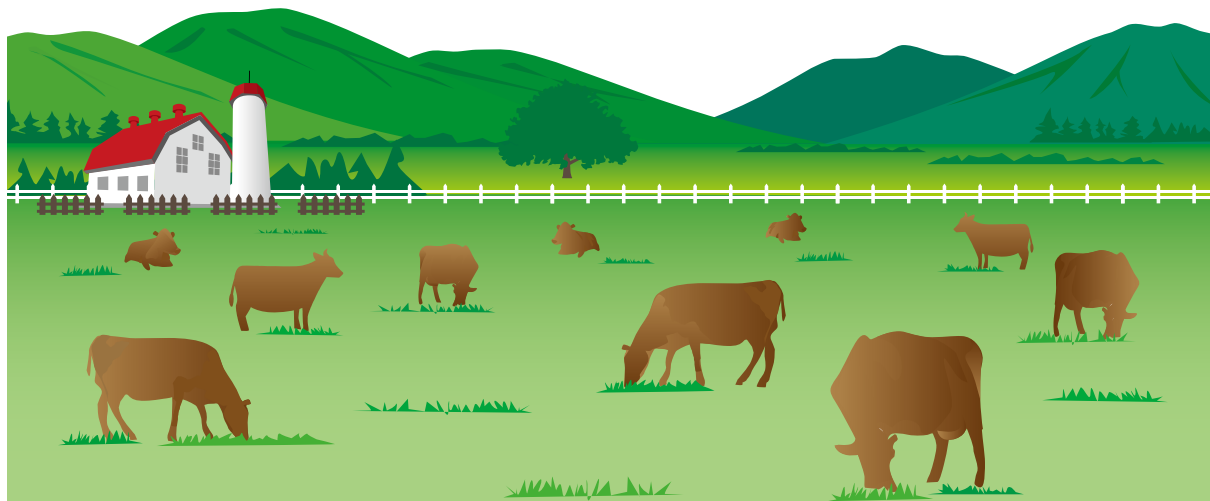
#### ●乳用種の品種

- ・ホルスタイン種、ジャージー種等その雌牛が専ら搾乳の用に供する目的として飼養される牛の品種

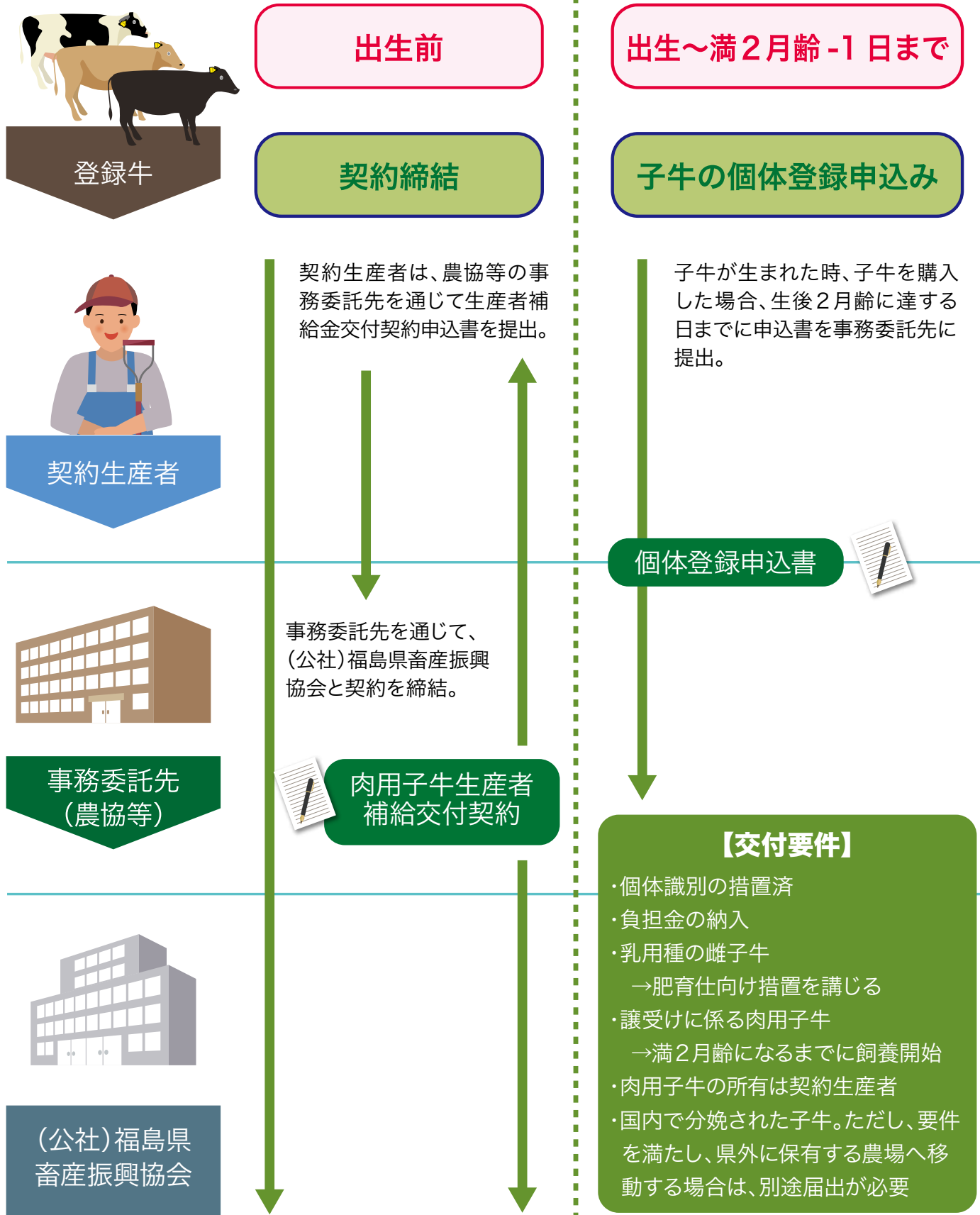
#### ●肉専用種と乳用種の交雑の品種（交雑種）

## ■生産者負担金の取扱い

今業務対象年間（令和7年度～令和11年度）で使われなかった生産者積立金は、各生産者へ返還することができます。なお、生産者負担金は、税法上の損金として扱われます。



# 生産者補給金交付



# 交付までの流れ

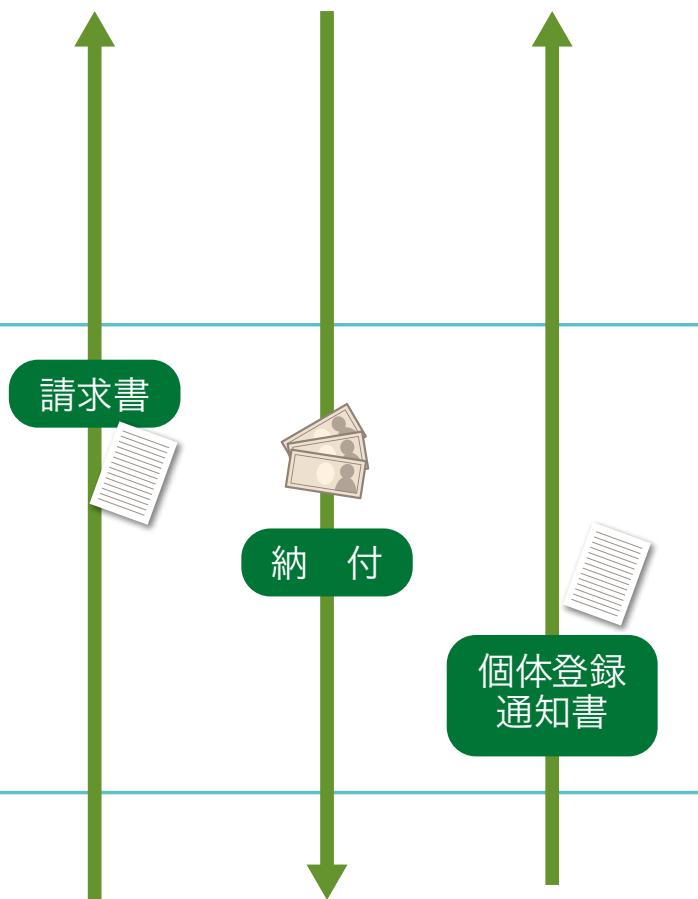
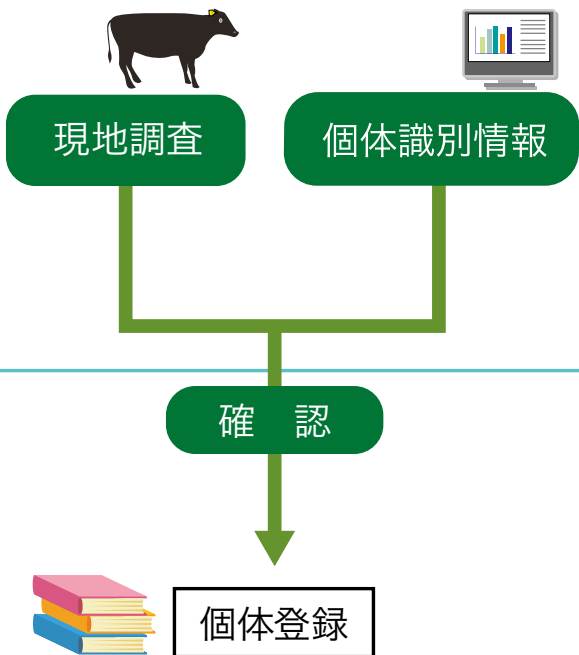
満2月齢～満6月齢-1日まで

## 子牛の個体登録

## 生産者負担金の納付

協会からの請求書に基づき、納入期限までに「生産者負担金」を納付。

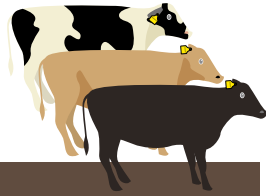
申込後、事務委託先による現地調査および個体識別情報の確認後に個体登録。



R7.4.1～生産者負担金単価	
黒毛和種	400円
褐毛和種	1,500円
その他の肉専用種	5,000円
乳用種	1,250円
交雑種	600円

(公社)福島県畜産振興協会にて個体登録台帳に登録を行った場合は、契約生産者に対し内容を記載した「個体登録通知書」を交付します。

# 個 体 登 録 さ



登録牛

満6月齢～  
満12月齢-1日まで

## 子牛の販売



契約生産者

満6月齢を超えて、満12月齢未満で販売した場合は、証拠書類を添付し事務委託先に申出。

### 販売確認申出書

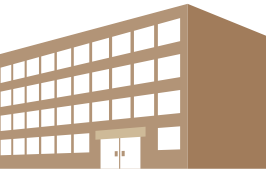


事務委託先は、販売確認申出書の内容を確認・照合し、証拠書類を添付の上、提出してください。

本人取り(主取り)された契約肉用子牛は、財産権の移転がないため、販売とは認められません。

### 【販売を証明する書類】

- ・家畜市場取引伝票
- ・農協(連)取引伝票
- ・生体仕入(売上)明細書
- ・相対取引の場合、肉用子牛売買確認書と金融機関を通じた代金の授受が分かるもの等



事務委託先  
(農協等)



(公社)福島県  
畜産振興協会

満12月齢以降も飼養

## 子牛の自家保留

12月齢以上で自家保留する場合は、事務委託先に申出。

契約肉用子牛を県外に移動する場合、あらかじめ「肉用子牛飼養場所移動届出書」を提出します。移動後は、必要な報告をしてください。

### 保留確認申出書



現地調査により確認



### 【確認事項】

- ・契約生産者の牛舎等、保留された牛が現に飼養されている場所の確認
- ・12ヶ月齢超リスト等と耳標の個体識別番号との確認
- ・肉用子牛在庫台帳等と満12月齢に達した日等を確認
- ・牛マルキン制度の個体登録牛となっているか確認
- ・現畜確認を行った証拠書類(業務日誌等)の保管を確認

### 【保留確認にはなりません!】

- ※契約生産者からの電話聞き取りやトレサ情報の閲覧のみ(現地調査は未実施)
- ※現地に赴いたが、契約生産者からの聞き取りや飼養台帳の閲覧などを行ったのみ(現畜確認は未実施)
- ※対象肉用子牛が満12月齢に達する前に現地調査を実施

本人取り(主取り)された契約肉用子牛が、飼養(保留)された場合であって、所定の要件を満たした場合、「生産者補給金」の交付対象とすることができます。

# された子牛

## 死亡・盗難等

- 死亡
- 廃用淘汰
- 盗難
- 6ヶ月未満での販売

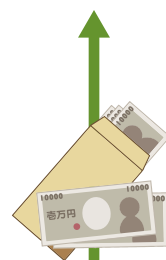
等により、契約生産者が飼養しなくなった事由が生じた契約肉用子牛は、「異動報告」の手続きが必要です。  
※生産者補給金の交付対象としない。

異動報告書



平均売買価格 < 保証基準価格の場合

生産者補給金の交付・交付金



生産者補給金

確認

全国平均売買価格が保証基準価格を下回った期間に、販売・自家保留が確認できた場合、「生産者補給金」を交付。

## 直近の生産者補給金の交付単価

品種	業務対象年間	時期		交付単価
黒毛和種	第7業務対象年間	令和6年度	第3四半期	42,100円
褐毛和種	第5業務対象年間	平成22年度	第1四半期	7,800円
その他の肉専用種	第7業務対象年間	令和6年度	通年	49,900円
乳用種	第7業務対象年間	令和4年度	第4四半期	15,900円
交雑種	第4業務対象年間	平成20年度	第3四半期	26,900円



## 和子牛価格の下落に対応するため 臨時的に和子牛生産者への支援を行います



### 優良和子牛生産推進緊急支援事業

令和8年4月から令和9年3月まで、市場などで取引される和子牛のブロック別平均価格※が発動基準（下表）を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が肉用子牛生産者補助金制度に登録し販売した和子牛に対して、奨励金が交付されます。（自家保留・本人取りした子牛は対象になりません。）

発動基準 (税込)	黒毛和種	62万円	61万円
	褐毛和種	57万円	56万円
	その他の肉専用種 (無角和種、日本短角和種、 これらの交雑種)	37万円	36万円
必要取組数		2つ	3つ
奨励金単価		1万円/頭	2万円/頭

### 飼養管理向上のための取組メニュー

母子共通	子牛	母牛
<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料効率の改善</li> <li>添加物による栄養補助</li> <li>駆虫・防虫対策</li> <li>寒冷・暑熱対策</li> <li>牛体管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疫病防止のワクチン接種</li> <li>疫病の早期治療</li> <li>栄養状態を強化する人工哺乳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>疫病防止のワクチン接種</li> <li>発情発見機等の活用</li> <li>高度な栄養管理</li> </ul>

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

### 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

令和8年4月から令和9年3月まで、肉用子牛の品種ごとのブロック別平均価格※が、発動基準（下表）を下回った場合に、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域（福島県畜産振興協会が計画作成主体）において、産地基盤強化に資する取組メニュー（下記）のうち1つ以上を行う生産者に対して、販売・自家保留頭数に応じた奨励金1万円を交付します。

品種区分	発動基準	必要取組
黒毛和種	62万円	①地域内自給飼料の生産・利用 ②早期出荷に向けた地域内一貫生産 ③需給に応じた生産
褐毛和種	57万円	
その他の肉専用和種	37万円	

※1：黒毛和種は、「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロックとし、全国平均に対して著しく高い価格（偏差値70（平均+2標準偏差）以上）となっている都道府県については、ブロック別平均価格の算定から除外し、単独で平均価格を計算

※2：褐毛和種及びその他の肉専用種は全国1ブロック

※3：黒毛和種、褐毛和種は四半期毎、その他の肉専用種は年度で計算

お問い合わせ先



公益社団法人福島県畜産振興協会 (024-573-0514)

または所属のJA畜産担当課・(一社)福島県配合飼料価格安定基金協会など子牛補給金制度事務委託先へご相談ください。



福島 150

<https://fukushima150th.jp>



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

このパンフレットは環境に優しい植物油インクと再生紙を使用しています。